

仕様書

第1 委託業務名

令和8年度観光季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌等制作業務委託

第2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 事業目的

本事業は、本県への誘客促進を図るため、旅行検討者に対し、本県が有する四季折々の美しい自然、歴史、伝統文化、食、モノなど観光資源を季節に合わせてタイムリーに情報発信する「観光季刊誌（岐阜っぽ。）」を制作・発行する。

また、本県は、豊かな自然環境のもと、四季を通じて多様な自然アクティビティを楽しめる地域であるとともに、西日本最大級のスキー場や日本有数のキャンプ場に加え、関連用品店などの事業者も多く、国内でも屈指のアウトドアエリアである。

加えて、温泉をはじめ、ウォーキング、果物狩り等、アウトドア上級者のみならず、特別な装備がなくても、自然に触れ、「健康」や「癒し」につながる地域資源も多く、「観光」や「アウトドア」との親和性が高く、こうした本県の魅力を発信する「自然アウトドア総合情報誌」を制作・発行する。

併せて、旅行雑誌等とのタイアップやウェブコンテンツによる効果的な情報発信を実施する。
<参考>

- ・別添1：令和8年度岐阜県自然アウトドア資源等を活用した観光誘客キャンペーン全体概要
- ・別添2：県内コンテンツイメージ（例）

第4 業務内容

【留意事項】

- ・県が別に発注する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運営業務委託」の受託者と連携し業務を進めること。

1 岐阜県観光季刊誌「岐阜っぽ。」（以下「季刊誌」という。）の制作・配布

岐阜の魅力を掘り起こし、効果的に旅行検討者に情報発信するため、以下の事項に留意のうえ、季刊誌を制作・配布すること。

- (1) 実施規模は、第4業務内容1、3及び4のうち季刊誌に関するものについて、15,463,762円を上限とすること。
- (2) 発行回数は、夏季、冬季、春季の3回とする。なお、発行月は県と協議のうえ決定することとするが、購読者が季節の情報を先取りできるように工夫すること。
- (3) 表紙、誌面の構成、レイアウト、デザイン等については、旅行検討者が思わず手に取り、岐阜県への旅行意欲が高まるよう企画することとし、受託者が素案を提出のうえ、県と協議して決定すること。
- (4) 誌面の掲載内容については、旬の観光情報のほか、より岐阜県の魅力を引き出し、県への誘客に繋がる内容とすること。また、第4業務内容3（1）で選定した旅行雑誌

等の購読者層にあわせた観光情報を発信できるよう受託者が素案提出のうえ、県と協議し決定すること。なお、以下の事項に留意すること。

- ・県内観光施設のオープンやリニューアル、キャンペーン等、比較的新しい観光情報を収集し掲載すること。
- ・県の施策に合わせた観光情報を通年で掲載すること。具体的な掲載方針は契約後協議のうえ決定するものとする。
- ・別途本県が実施する事業との連携を考慮し誌面を検討すること。

(5) 県内において各観光資源の持つ魅力の再認識や新しい魅力の発見、埋もれている観光資源等の掘り起こしのため、季刊誌作成の都度新たに取材・撮影等を行うこと。なお、取材・撮影箇所については県と協議のうえ決定すること。

(6) 季刊誌の仕様は以下のとおりとすること。

- ・体裁 A4、針金中綴じ、12ページ以上＜夏号、春号＞、16ページ以上＜冬号＞4色刷り
- ・用紙 マットコート紙 四六判 90kg以上
- ・校正 各回3回以上、色校正1回以上
- ・作成部数及び納品先箇所数

以下の表のとおり作成及び納品を行うこと。なお、表記載の部数及び納品箇所数は現時点での見込みであり、契約後変更が生じる場合がある。具体的な部数及び納品箇所数は契約後に県と協議し、必要に応じて変更契約を行う。

納品内訳 納品先	夏号		冬号		春号		計	
	納品数	納品箇所	納品数	納品箇所	納品数	納品箇所	納品数	納品箇所
県庁	10,900	1	6,000	1	8,450	1	25,350	3
県指定箇所 (市町村、道の駅 <岐阜県、愛知県> 等)	26,200	149	44,000	499	26,200	149	96,400	797
計	37,100	150	50,000	500	34,650	150	121,750	800

※納品は原則50～100部を1締として紙で梱包し、2～3締ごとに段ボール箱詰めとすること。

※県指定箇所については別紙のとおり。納品先の住所は契約後、別途提供する。

2 自然アウトドア総合情報誌の制作・配布

自然アウトドア、健康・癒しに関する魅力を、効果的に旅行検討者に情報発信するため、以下の事項に留意のうえ、自然アウトドア総合情報誌を制作・配布すること。

- (1) 実施規模は、第4業務内容2、3及び4のうち自然アウトドア総合情報誌に関するものについて、9,996,927円を上限とすること。
- (2) 発行時期・回数は、7月下旬頃に1回とする。詳細な納品日、公表日等は、県と協議のうえ決定する。
- (3) 表紙、誌面の構成、レイアウト、デザイン等については、旅行検討者が思わず手に取り、岐阜県への旅行意欲が高まるよう企画することとし、受託者が素案を提出の

うえ、県と協議して決定すること。

- (4) 誌面の掲載内容については、岐阜県らしい自然アウトドア、健康・癒しに関する情報の概要及び特集ページ、エリア別スポット紹介（体験コンテンツ、施設等）、イベント情報、県が別途実施する各種プロモーション紹介、スポットを紹介する地図等の要素で構成することとし、受託者が素案を提出のうえ、県と協議して決定すること。
- (5) 紹介するスポット等については、受託者が候補を選定のうえ、県と協議して決定することとし、最新情報等を掲載するため、新たに取材・撮影等を行うこと。
- (6) 県が別に調達する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運營業務委託」で作成したブランドコンセプトに沿って、県と協議のうえ、自然アウトドア総合情報誌を作成すること。あわせて、同委託事業で作成するロゴ、キャッチコピー（令和8年6月中旬納品予定）を掲載すること。
- (7) 県が別に調達する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運營業務委託」と連携した情報を掲載すること。
- (8) 契約後速やかに県と協議のうえ、納品までのスケジュール及び具体的な掲載方針を提示するものとする。
- (9) ラフ案や校正原稿については、県の確認期間を少なくとも3営業日以上設けられるよう余裕をもって提出すること。
- (10) 自然アウトドア総合情報誌の仕様は以下のとおりとすること。
- ・体裁：A4、針金中綴じ、32ページ以上、4色刷り
 - ・用紙：マットコート紙 四六判 90kg以上
 - ・校正：各回3回以上、色校正1回以上
 - ・作成部数：80,000部
 - ・納品先箇所数：

以下の表のとおり作成及び納品を行うこと。なお、表記載の部数及び納品箇所数は現時点での見込みであり、契約後変更が生じる場合がある。具体的な部数及び納品箇所数は契約後に県と協議し、必要に応じて変更契約を行う。

納品先	納品内訳	自然アウトドア総合情報誌	
		納品数	納品箇所
県庁		11,650	1
県指定箇所 (市町村、道の駅<岐阜県、愛知県>等)		68,350	499
計		80,000	500

※納品は原則50～100部を1締として紙で梱包し、2～3締ごとに段ボール箱詰めとすること。

※県指定箇所については別紙のとおり。納品先の住所は契約後、別途提供する。

- 3 季刊誌（第4の1）及び自然アウトドア総合情報誌（第4の2）掲載内容の効果的な発信
掲載する情報について、紙媒体及びWEBを活用し、旅行検討者への効果的な発信を行う

こと。

(1) 紙媒体を活用した情報発信

- ・誌面を旅行検討者により効果的に情報発信するため、旅行雑誌等とタイアップして制作すること。
- ・タイアップする旅行雑誌等は、3万人以上の旅行検討者の手元に届くもので、そのブランド力や認知度により、旅行検討者が興味を持つことが期待できる媒体を選定すること。
- ・タイアップ時期は、季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌の各発行時期に合わせて実施すること。
- ・掲載する情報は、季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌に記載した情報のうち、A4誌面8ページ以上に相当する内容とすることとし、レイアウト等の調整含め県と協議のうえ決定すること。

(2) W E Bを活用した情報発信

季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌と連動したW E Bコンテンツを下記のとおり企画し、更なる情報発信を行うこと。

- ・実施時期は、季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌の各発行時期に合わせて実施すること。
- ・発信する情報は、季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌に掲載した情報を中心とし、受託者の強みを活かした情報を多く掲載すること。ただし、全体のテーマや構成は季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌と合わせるものとする。
- ・W E Bコンテンツの種類や内容は、効果的な情報発信となるよう選択、企画すること。
- ・W E Bコンテンツはスマートフォン対応とすること。ページ自体をレスポンシブデザインで構築することも可とする。
- ・目標PV数10,000回／1企画とする。より多く閲覧されるよう、W E Bコンテンツへの誘導強化を図ること。
- ・W E Bコンテンツを制作する場合は、「岐阜の旅ガイド」等県内各公式観光サイト内にリンクを掲載するため、掲載先のU R Lを報告すること。

4 その他

- ・季刊誌及び自然アウトドア総合情報誌に掲載の写真、原稿、地図データ等は、県及び（一社）岐阜県観光連盟が管理運営するインターネット（岐阜の旅ガイド：<https://www.kankou-gifu.jp>、岐阜県公式ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp>）、SNS、その他観光振興（広告配信、出展でのPR等）で、二次利用できるよう各権利関係に十分留意のうえ、利用許諾を得ること。
- ・上記1～3の各業務について、県に進捗状況を報告すること。また、県が別に調達する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運營業務委託」と情報共有を図ること。なお、報告方法、時期等については、契約後に県と協議し、決定すること。
- ・上記1、2で制作した原稿データをPDF形式及びJPEG形式で納品すること。また、文字データについてはWord形式で納品すること。
- ・上記1、2で制作した写真データをJPEG形式で納品すること。
- ・上記1、2で制作した地図データをPNG形式及びAI形式で納品すること。

- ・ 合わせて、上記 1、2 で制作した原稿データは、ページめくりができるデジタルブック形式で納品すること。
- ・ 季刊誌等の制作にあたっては、校了の 2 ヶ月以上前までにスケジュールを提示するとともに、そのラフ案や校正原稿については、県の確認期間を少なくとも 3 営業日以上設けられるよう余裕をもって提出すること。
- ・ 自然アウトドア総合情報誌の制作にあたっては、契約後速やかに県と協議のうえ、校了までのスケジュールを提示するとともに、そのラフ案や校正原稿については、県の確認期間を少なくとも 3 営業日以上設けられるよう余裕をもって提出すること。

第 5 積算内訳書の提出

受託者は本仕様書に基づいて積算内訳書を作成し、県に提出すること。ただし、**第 4 業務内容 1、3 及び 4** のうち季刊誌に関するもの、**第 4 業務内容 2、3 及び 4** のうち自然アウトドア総合情報誌に関するものに該当する税込総額をそれぞれ明記すること。

第 6 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに以下の 1 及び 2 の書類を提出すること。

1 以下（1）及び（2）の内容を含む実績報告書

- （1）業務の実施期間及び内容
- （2）その他、業務の実施状況

2 委託業務完了届

季刊誌各回及び自然アウトドア総合情報誌毎に業務を完了した都度提出すること。

第 7 支払条件等

本業務に係る経費は、季刊誌各回及び自然アウトドア総合情報誌毎に業務を完了した都度支払うものとする。

第 8 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令及び岐阜県公契約条例を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成 11 年 3 月 5 日付 総第 398 号）に基づく別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

5 情報セキュリティについて

別記2「情報セキュリティに関する特記事項」のとおりとする。

6 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

第9 著作権等の取扱いについて

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

第10 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができる。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

第11 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らし、合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 不当介入による履行期間の延長

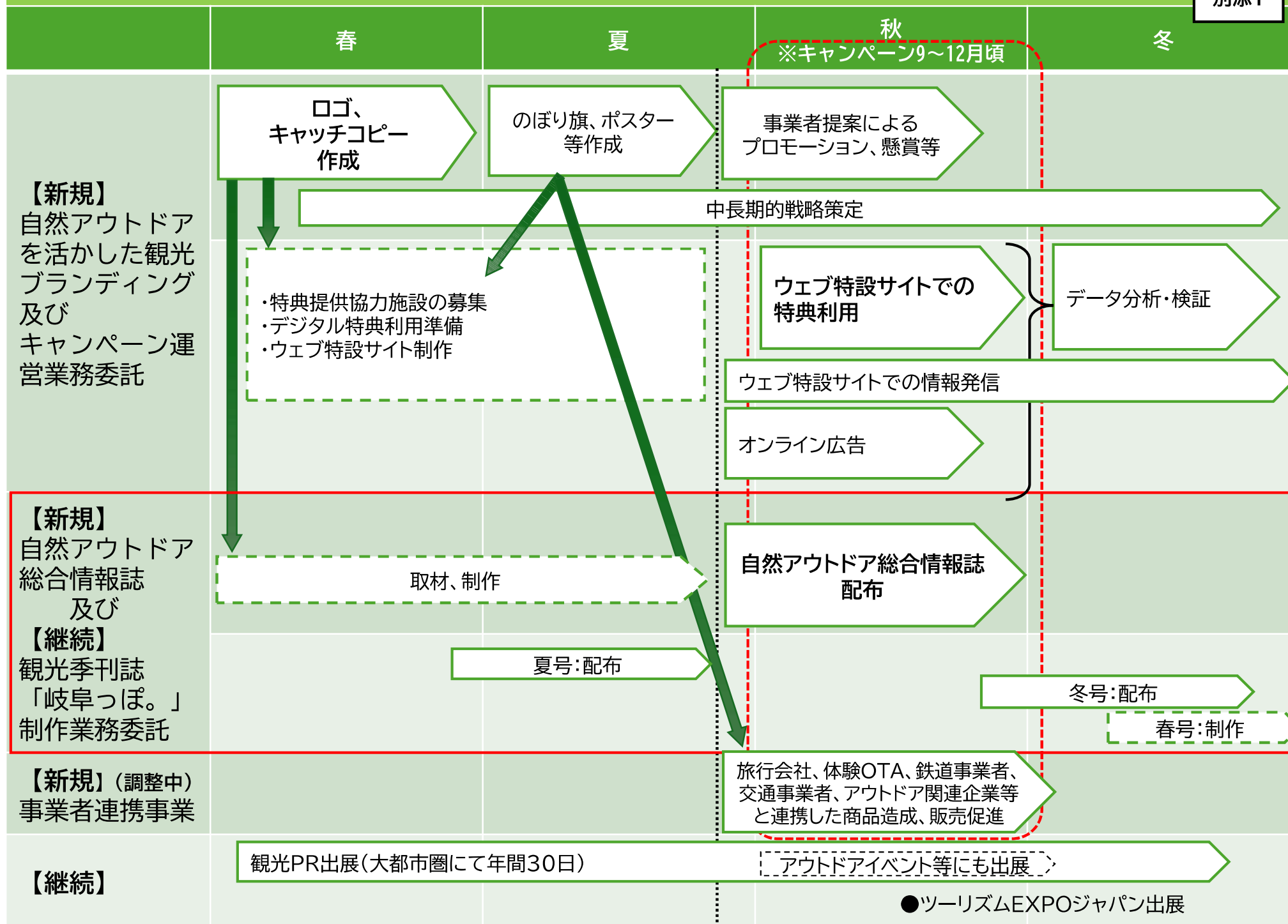
受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第12 その他

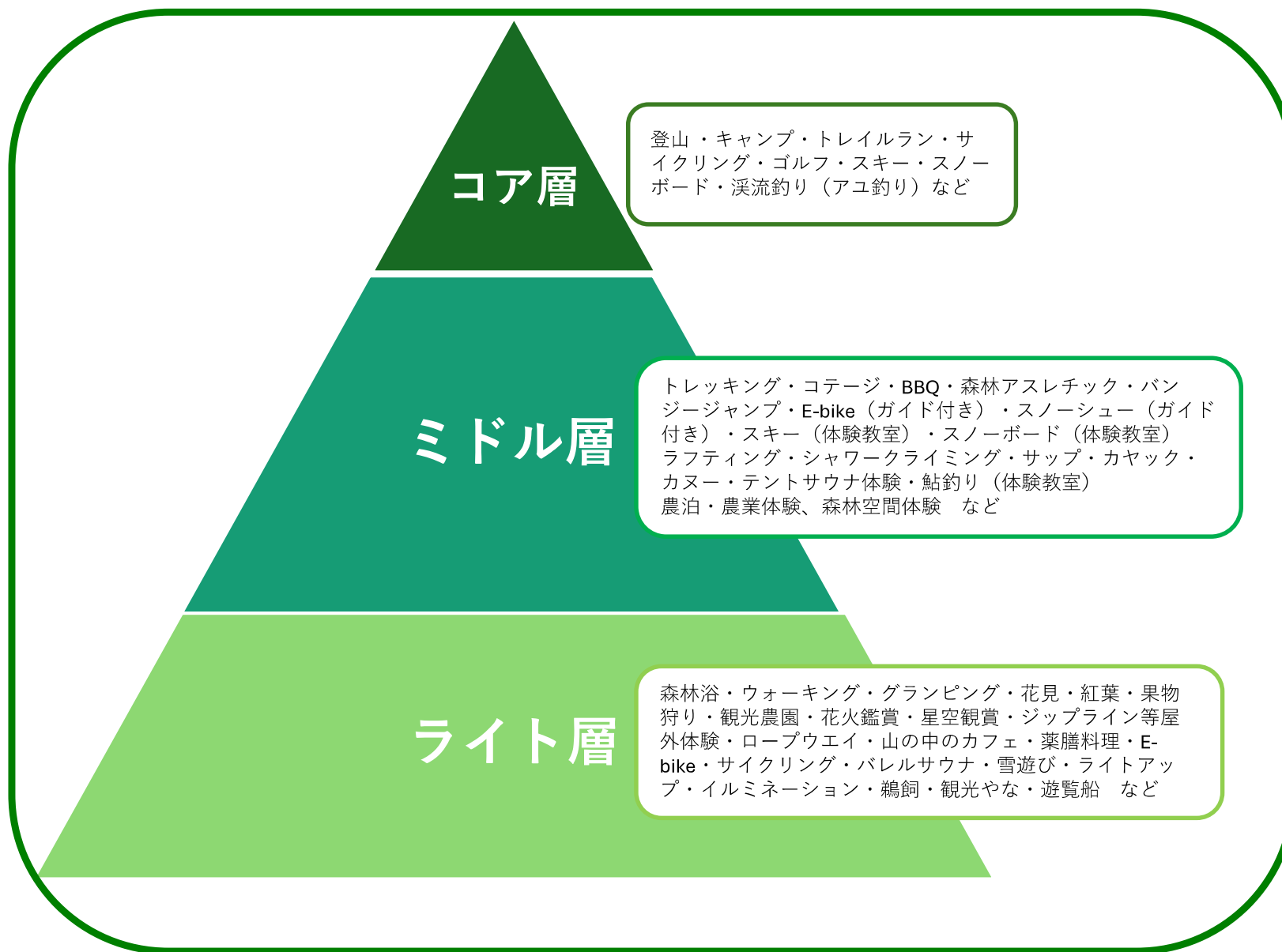
本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

令和8年度自然アウトドア資源等を活用した観光誘客キャンペーン全体概要

別添1



県内コンテンツイメージ（例）



産直市場・土産物店・道の駅

温泉（露天風呂）
旅館・ホテル

県指定箇所

配布先	岐阜つぼ。夏号 (部)	納品箇所	納品先※	岐阜つぼ。冬号 (部)	納品箇所	納品先※	岐阜つぼ。春号 (部)	納品箇所	納品先※	自然アウトドア 総合情報誌 (部)	納品箇所	納品先※
市町村	3,150	42 県内		3,150	42 県内		3,150	42 県内		3,150	42 県内	
観光団体	5,500	55 県内		5,500	55 県内		5,500	55 県内		5,500	55 県内	
県観光連盟	1,200	2 県内 800部【1】 愛知県 400部【1】		1,200	2 県内 800 愛知県 400		1,200	2 県内 800 愛知県 400		1,200	2 県内 800 愛知県 400	
東京・県事務所	1,250	9 県内 650部【8】 東京都 600部【1】		1,650	9 県内 650部【8】 東京都 1,000部【1】		1,250	9 県内 650部【8】 東京都 600部【1】		1,650	9 県内 650部【8】 東京都 1,000部【1】	
道の駅（岐阜）	7,300	4 県内		5,700	4 県内		7,300	4 県内		7,300	4 県内	
道の駅（愛知）	700	14 愛知県		700	14 愛知県		700	14 愛知県		700	14 愛知県	
愛知県事業者	150	3 愛知県		150	3 愛知県		150	3 愛知県		150	3 愛知県	
岐阜県事業者	1,050	5 県内		1,050	5 県内		1,050	5 県内		1,050	5 県内	
その他	5,900	15 県内 5,000部【9】 東京都 50部【1】 愛知県 300部【2】 大阪府 250部【2】 石川県 300部【1】		5,900	15 県内 5,000部【9】 東京都 50部【1】 愛知県 300部【2】 大阪府 250部【2】 石川県 300部【1】		5,900	15 県内 5,000部【9】 東京都 50部【1】 愛知県 300部【2】 大阪府 250部【2】 石川県 300部【1】		5,900	15 県内 5,000部【9】 東京都 50部【1】 愛知県 300部【2】 大阪府 250部【2】 石川県 300部【1】	
自然アウトドア 関係県指定箇所				17,000	150 県内、県外					37,750	150 県内、県外	
特典協力事業者				2,000	200 県内					4,000	200 県内	
計	26,200	149		44,000	499		26,200	149		68,350	499	

※【】内は納品箇所数

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めな

ればならない。

- 2 受託者は、発注者からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、

完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第 12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 9 に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第 13 発注者は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第 14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

- 第 15 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ管理責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引

き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の書面による承認を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の書面による承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を定期的に確認し、調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(履行報告書)

第17条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策の履行状況について明らかにした履行状況報告書を作成し、1年に1回以上発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第18条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスを B C C 欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。	☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要	
3. システム的対策	
(1) リスク低減のための措置	
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	☐
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	☐
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	☐
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい	
① サーバ等における各種ログを確認している。	☐
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	☐
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復	
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
4. 人的対策	
(1) 組織における対策	
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
② 定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐

	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
（２） 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策履行状況報告書

に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、履行状況を報告します。

☐ 情報セキュリティ対策の履行状況の概要を記載（又は概要資料を添付）

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

_____に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

☐ 情報セキュリティ対策の実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

（著作者人格権等の帰属）

- 第1 委託業務の実施にあたり、受託者が作成した印刷製本物等（ウェブサイト、報告書等を含む）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（利用の許諾）

- 第2 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が著作物に該当する場合には、発注者（発注者が指定する者を含む。以下同じ。）が次に掲げる方法で、印刷製本物等を利用することを許諾する。
- 一 発注者が実施する観光振興のため、県民、事業者、行政関係者、その他希望者等に無料で配布すること。
 - 二 発注者が実施する観光振興のため、SNSへの投稿に無料で利用すること。
 - 三 インターネット（岐阜の旅ガイド：<https://www.kankou-gifu.jp>、岐阜県公式ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp>）に掲載し、無料で配信すること。
 - 四 前号のために、著作物を編集及び加工すること。
- 2 印刷製本物等に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 発注者は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

- 第3 受託者は、発注者に対し、本条第2条に規定される利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

（保証）

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

（印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供）

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データ（編集可能な保存形式及びPDF形式）を当該印刷製本物等の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された電子データ作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- 3 第1項の印刷製本物等の電子データの所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。